

令和6年度 高崎市移住促進資金利子補給金制度

高崎市では、倉淵・榛名・吉井地域の人口減少対策の一環として、同地域に移住・定住するための住居取得に際して受けた融資の利子5年分を全額補給する「移住促進資金利子補給金」制度を実施しています。制度を活用して、豊かな自然環境に恵まれた地域で自分らしい生活を送ってみませんか。

■対象となる方

倉淵、榛名、吉井地域への移住にあたり自ら居住するための住居（当該住居の敷地を含む）を取得するために金融機関から融資を受けて実際に居住し、次のすべての要件に該当する方。

【対象者要件】※全ての要件を満たした方

- ・倉淵、榛名、吉井地域に移住する方
- ・居住開始から1年以内の方
- ・自ら居住するための住居を取得する方
- ・住居取得にあたり金融機関等から住宅ローン融資を受けた方
- ・本人及びその世帯員が市税を滞納していないこと（認定時及び交付時）
- ・本人及びその世帯員が高崎市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと

○ 対象となる融資の例

- ・土地を取得し、新たに住居を建築
- ・土地を借りて、新たに住居を建築
- ・建売住宅の取得
- ・中古住宅の取得
- ・住宅購入と併せて実施するリフォーム

× 対象とならない融資の例

- ・同一人物による同一敷地内での建替え
- ・現在住んでいる住居のリフォーム
- ・土地のみの購入
- ・その他条件に合致しない場合

■利子補給期間・金額

- ・認定申請をした日以降の最初の利子の支払いから5年間（60か月）の対象融資に係る利子全額。
- ・令和6年4月1日以降に認定申請した方については、電子地域通貨「高崎通貨」で支払いを行います。給付された「高崎通貨」の有効期限は、給付翌年3月末までです。

「高崎通貨」の設定方法等については市のホームページをご確認ください。

(<https://www.city.takasaki.gunma.jp/page/3434.html>)



■認定申請の方法

居住開始後1年以内に、企画調整課（市役所本庁舎7階）及び倉淵・榛名・吉井（本制度実施地域内）支所地域振興課にある申請書に必要事項を記入し、金融機関が発行した融資書類と返済計画表の写し、住宅の案内図を添えて窓口に提出してください。

申請書は、市ホームページからもダウンロードできます。

(<https://www.city.takasaki.gunma.jp/page/3254.html>)



申請手続きの流れ

※郵送での受付は行っておりません。受付は土、日、祝日を除く。

①認定申請（初年度のみ）

受付期間：令和6年4月1日（月） ～ 令和7年3月31日（月）

○「利子補給金交付認定申請書」に記入し、必要書類を添えて申請してください。

《必要書類》

- ・住宅ローンの契約書のコピー
- ・金融機関等が発行する返済予定表のコピー（原則5年間分。ただし、発行されない場合は直近分）
- ・対象住宅の案内図（住宅地図のコピーなど）

◆認定書送付

申請書の審査が完了した後、「利子補給金交付認定書」を送付します。
※認定となった契約内容に変更が生じる場合は、ご連絡ください。

②交付申請（対象期間中毎年1月）

受付期間：令和7年1月6日（月） ～ 令和7年1月31日（金）

○「利子補給金交付申請書」を記入し、必要書類を添えて申請してください。

- ・交付請求に必要な書類等については、年末に郵送でご案内いたします。
- ・令和6年度以降に認定された方は、「高崎通貨」の設定を終えてから、申請してください。
- ・令和6年1月～12月分として支払った対象利子額について申請してください。

◆交付金決定通知書送付

申請書の審査が完了した後、「交付決定通知書」を送付します。

◆利子補給金給付

交付決定後、おおよそ1ヵ月以内に補給金を給付します。

【お問い合わせ先、受付窓口】〒370-8501 高崎市高松町35番地1 企画調整課（7F）

電話：027-321-1202 mail：kikaku@city.takasaki.gunma.jp

【受付窓口のみ】 倉渕支所地域振興課・榛名支所地域振興課・吉井支所地域振興課

【受付時間】 平日 午前8時30分～午後5時15分